

石市声第 17号
平成23年7月27日

石狩商工会議所
会頭 三津橋 昌博 様

石狩市長 田岡 克介

「商工業振興に関する要望書」に対する回答について

日頃より、市政執行に対し格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成23年5月20日付けで提出のありました要望書について、別紙のとおり回答いたします。

石狩市企画経済部協働推進・市民の声を聴く課

(担当：門井理恵)

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

Tel(0133)72-3153 / Fax(0133)72-3199

E-mail kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

回 答 書

地域開発・社会資本整備

- 1 石狩湾新港地域への企業誘致推進

(1) 北海道、札幌市及び関係各機関との連携を強化し、企業誘致活動をさらに積極的に展開すること

石狩湾新港地域への企業誘致は、本市の経済発展に極めて重要な役割を担うものと認識しており、本市といたしましても重点的に取り組んでおります。

企業誘致に係る具体的な連携といたしましては、平成 21 年、札幌市との企業誘致連携協定を締結し、首都圏での企業誘致フェアなどへの共同出展や両市長によるトップセールスなどを実施しております。また、企業誘致室東京分室を活用し、北海道東京事務所などとも連携を図りながら、集中的に首都圏での情報収集やセールス活動に取り組んでまいりました。

今年は、札幌市・石狩市双方の立地特性を活かした戦略的な誘致活動をさらに活発化させるとともに、7月に開設した東京事務所に職員を常駐し、北海道や石狩開発株式会社をはじめとする関係機関と一層の連携強化を図り、積極的に企業誘致活動を進めてまいります。

(2) 新規立地企業への課税免除の優遇措置をより一層充実させるとともに、改修・増設の場合も優遇措置が受けられるよう、関係条例の改正すること

新規立地企業への固定資産税等の課税免除措置は、石狩湾新港地域への企業誘致にあたり、企業が立地を決定する要因のひとつとして非常に大きな効果があるものと認識しております。景気低迷が長期にわたり自治体間の誘致競争がさらに激化する中、立地企業に対する優遇措置も一段と手厚くなる方向にあり、競合他市との差別化を図るうえで、さらに魅力ある制度の創設が求められております。

市では、こうした現状を受けて、これまで「物流、リサイクル、エネルギー」の3業種であった重点誘致対象業種に、新たに「食料品、自動車、機械金属、医薬品・バイオ、情報」の5業種を追加するとともに、さらに一定の要件を満たす立地企業には、これらの企業立地促進法に基づく集積業種について通常よりも1年長い3年間の課税免除を措置できるように企業立地促進条例の一部改正を行ったところです。

今後も成長分野の業種などを見極め、時代の要請にマッチした優遇制度を立地企業に提供できるよう努めてまいります。

また、改修・増設の場合の優遇措置につきましても、操業企業への支援は、域内産業の活性化や雇用機会の拡大など、本市の持続的発展を支え、新港地域のさらなる価値を高めるものと考えておりますことから、現行制度の拡充による増設等への優遇措置を検討してまいります。

(3) 石狩湾新港地域を総合的なエネルギー拠点と位置付け、LNG火力発電所の誘致活動を積極的に行うこと

平成 23 年 3 月、北海道電力株式会社が公表した LNG 火力発電所の導入計画は、これまで本市が取り組んできた石狩湾新港地域のエネルギー供給拠点化を大きく前進させるものであり、設備投資による市税収入の増加のほか、施設建設に伴う地元経済への波及効果も期待されますことから、本施設の石狩湾新港地域への誘致実現に向け、関係機関とも連携しながら、各方面に対し積極的な働きかけを行ってまいります。

(4) 石狩湾新港地域を札幌圏の広域的な防災拠点と位置付け、防災整備構想の実現化に積極的に関わること

大規模災害が発生した場合に、北海道の人口や経済・産業・行政機能が集積する札幌圏における石狩湾新港の果たす役割は非常に大きいものと考えております。今後、国や北海道、札幌市において、広域防災拠点整備の調査研究が進められた場合には、本市としても、積極的に関わってまいりたいと考えております。

(5) 花川通の延伸・新港流通通への接続について、早期に着工できるよう具体的施策の展開を行うこと

本路線は新港地域のさらなる発展に重要な交通アクセスであり、市の「第 4 期総合計画(平成 19～28 年度)」に位置付けて、その実現可能性を検討してまいりましたが、交通需要の低迷や事業費の確保など、課題も多く具体化に至っていない状況にあります。

震災に伴う社会資本整備予算の縮減が危惧されるほか、危険水位を辿る道の財政状況等、その実現に向けた環境はさらに厳しくなっておりますが、引き続き、北海道との協議・連携を図りながら、その具体化に努めてまいります。

(6) 石狩湾新港地域の優位性を生かして、ICT 企業及び霞ヶ関クラウドデータセンターの積極的な誘致活動を行うこと

本市において、これまで開催してきたデータセンター誘致のセミナーやシンポジウムなどにより、IT 関連企業には石狩湾新港の立地環境の優位性が浸透してきていると認識しておりますことから、「さくらインターネット株式会社」の進出による立地実績を活かし、先に委嘱いたしました経済特命顧問や企業誘致連携をしております札幌市東京事務所とも緊密な連携を図りながら、これまで以上に積極的な誘致活動を展開してまいります。

併せて、霞ヶ関クラウドデータセンターにつきましても、今年 7 月に開設いたしました東京事務所を活用し関係省庁からの情報収集に努め、積極的な誘致活動を進めてまいります。

- 2 当別ダムの整備促進

当別ダム建設が計画どおりに完成するよう国や北海道に対し、引き続き積極的な働きかけを行うこと

当別ダムの建設促進については、これまでも国や北海道に対し、本市も参画している石狩地方開発促進期成会を通じて、その早期完成を要望しているところです。

本市の水源である地下水は、地盤沈下や塩水化が懸念されており、将来にわたって市民への安定的な水供給を実現させる恒久水源の確保のためにも、引き続き要望してまいります。

- 3 石狩湾新港の利用促進

(1) 石狩湾新港に国内定期内航ライナー就航実現に向けた活動の新たな展開を図ること

石狩湾新港は、北日本最大の経済圏である札幌圏に位置し、背後には約3,000ヘクタールの生産物流拠点「石狩湾新港地域」があり、企業立地社数は道内の工業団地において最多(約740社)を誇る一大産業集積地となっています。一方で、石狩湾新港地域に立地していながら航路が無いために他港を利用せざるを得ない企業が多数あることを伺っており、国内定期航路の必要性については十分に認識しております。

長距離フェリー業界は、貨物需要が減少している上、交通道路網の整備が進んだことによる陸路との競合や鉄道との競合、航空の低価格化などで業況が低迷し、新たな航路開設には消極的であり、石狩湾新港へのフェリーやRORO船の就航については、現段階では早期実現が難しい状況にあると考えておりますが、今後も航路の利用が見込まれる荷主企業に対し需要調査などを実施するなど、関係機関との連携を図りながら内航定期航路開設の可能性を探ってまいりたいと考えております。

(2) 石狩湾新港地域貿易経済促進会における極東ロシア、中国、東アジア地域との貿易推進活動に対して積極的に支援を行うこと

国際貿易港・石狩湾新港を核とした石狩湾新港地域の発展は、札幌圏への物資の安定供給や雇用促進などの面において、北海道経済に様々な波及効果をもたらすことが期待されています。

しかしながら、国内経済が減速する中で、域内産業の成長を維持し、向上させるため、ロシア極東や東アジア地域などとの貿易経済の拡充を図る必要があり、新港のさらなる利用促進に向けた物流戦略の構築が早急に求められております。

このような中、官民で組織する石狩湾新港地域貿易経済促進会においては、海外物流調査の実施など、石狩湾新港地域の活性化を目的に積極的な活動を行っております。

本市といたしましても、新港地域内の物流基盤を有機的に活用し、石狩湾新港を利用する貨物の集貨や新たな定期コンテナ航路の誘致などに積極的に取り組む同会の活動を全面的に支援してまいります。

(3) 自然災害時における危機管理の観点から、道央圏における海上輸送ルートが日本海側と太平洋側との2つが構築されるよう、港湾機能と関連施設等の充実を図ること

石狩湾新港は道央圏の物資需要の増大に対処し、市民生活を支えるエネルギーや食料、生活雑貨などの供給に重要な役割を担っています。

道央圏ひいては北海道全体において、太平洋側(苫小牧港)と日本海側(石狩湾新港)にそれぞれ海上輸送ルートが構築されることは、今般の東日本大震災を教訓とし、災害時における物資の安定供給の面からも極めて意義のあることと理解しており、今後も物流及びエネルギーの両面においてセキュリティの確保が図られるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備など港湾機能の充実を図ってまいります。

また、道央圏5港(石狩湾新港、小樽港、苫小牧港、室蘭港、白老港)では、広域連携による機能強化に係る基本合意を図ることとしており、広域連携の一つとして、「防災機能強化に向けた連携(大規模災害発生時における連携)」に取り組むこととしております。

具体的な連携事項としては、四方を海に囲まれた北海道にとって港湾は大規模災害発生時の輸送ルートとして重要な責務を果たさなければならぬことから、物流機能の停滞を回避するための連携体制の構築等を推進することを目的に、緊急時の連絡体制の構築、港湾版の広域BCPの作成に向けた検討、特殊荷役機械の相互補完体制の構築などが検討されております。

- 4 石狩湾新港地域立地企業に対する支援充実

(1) 公共交通機関の充実について、企業関係者や交通事業者との連携を図りながら新たな運行システムについて、調査研究を進めること

新港地域における新たな運行システムにつきましては、企業連携による従業員送迎バスの可能性を探るため、平成19年度から20年度にかけて、送迎バスを運行している事業所からの聞き取り調査と、具体的な経路やコストなどについての検討を行っております。

課題として、

勤務形態や繁忙期が事業所毎に異なること

分散した事業所間をつなぐ共同運行は、現状の単独運行より運行効率の低下を招くこと

企業情報の漏えい等を危惧して他社の従業員との乗り合いには慎重な意見があったこと

既に自社送迎の低コスト化が進んでおり、更なるコストメリットが見出せない事業所もあること

などの各問題点が明らかになり、地域における共同運行システムの構築は難しいとの結論に至ったところであります。

しかしながら、市では、新港地域への交通アクセスは検討すべき課題のひとつと認識しており、特に、昨今の環境意識の高まりによる「低炭素地域づくり」をテーマに、マイカーからバスなどの公共交通機関への転換、いわゆる「エコ通勤」により、地域全体のCO2排出量削減を図るなど、実効性のある取り組みが求められているものと考えております。

今後は、大型物流センターの稼働も予定されており、市といたしましては、引き続き、新港地域の就労環境の向上と低炭素地域づくりに向けた取り組みを図るため、バス事業者をはじめとする各種交通事業者と連携協力し、交通システムのあり方などを検討してまいりたいと考えております。

(2) タクシー・トラックドライバーを始め当地域を来訪する者が迷うことなく目的地へ到着できるよう、現在地・条丁目・企業所在地表示等の道案内看板等の国際化に対応する整備をさらに進めること

国際貿易港である石狩湾新港を有する石狩湾新港地域は、札幌圏における物流の拠点であり、トラックをはじめとした自動車の交通量が大変多いことは認識しております。当地域を来訪する方が目的地へスムーズに移動できるような道案内看板等のあり方について、今後、市役所内の関係部局や石狩湾新港企業団地連絡協議会等との協議に向けた検討を行ってまいります。

(3) 当地域に、飲食店等の生活利便施設の立地が促進されるよう施策の積極的な展開を図ることとともに、社員宿舎(寮)等住宅の建築ができるよう用途変更を行うこと

石狩湾新港地域は、札幌圏最大の工業流通団地として、土地利用計画に基づき合理的かつ効果的な整備が進められてきており、これが同地域の有利性となっている一方で、同地域内において生活利便施設の立地が進まない要因となっております。

このことから、本市では、平成17年度に同地域の一部を工業専用地域から準工業地域に用途地域の見直しを行なうなど、小規模利便施設の立地促進を図るための条件等の緩和を行っており、コンビニエンスストアなどの沿道サービス施設の立地が増えております。

飲食店等の事業者は、採算性などを十分に検討したうえで立地を決定するものでありますが、市といたしましても、生活利便施設の充実が地域内の活性化を図る重要な要素のひとつとして認識しており、立地に際しては積極的に支援してまいります。

また、都市計画区域内では、商業・工業などの業務の利便性の向上を図るため、建築することができる建築物の用途について制限が行われております。

市においても、石狩湾新港土地利用計画の実効性を高めるため、地域内に特別用途地区を定め、これにより土地の有効活用を進め、環境保全に留意しつつ、当地域の活性化や振興を図ることとしております。

こうしたことから、現時点においては、工業専用地域を除き、一定の条件のもと、住宅や寄宿舍等の建築を認めているところでありますので、新たな用途変更につきましては、今後、具体的な事案が生じた際に協議してまいりたいと考えております。

(4) 子どもを預ける施設(保育所)を希望するニーズが石狩湾新港地域において、どのようなものか、行政として調査する必要があるのではないか

600社以上の企業が操業し、約13,000人が働く新港地域は、就学前の児童を持つ市民の方々も多数雇用されており、過去においては、協同組合の事業として共同託児所の構想もありましたが、具体的な計画段階まで至らなかった経緯があります。

本市といたしましては、子育て支援の一環として、平成19年から22年にかけて3カ所の保育園などを新設し、児童の受入規模を約300名増やして待機児童を解消したほか、休日保育や病後児保育等の特別保育サービスを実施するなど、市民の方々の働く環境の整備に向け取り組んでおり、就労環境の充実が、地元企業はもとより、昨今の企業誘致においても重要なPRポイントとなっております。

現状では、新港地域に共同託児所を設置する機運が高まっておりますが、潜在的な需要はあるものと考えており、今後、新たな大型物流センターなどが稼動した際には、相当数の雇用が想定され

ますことから、市といたしましても、域内で具体的な託児所設置の計画などが示された場合には、積極的に支援して参りたいと考えております。

なお、地域内の保育ニーズにつきましては、今年実施を予定しております「石狩湾新港地域の立地企業に対する投資意欲等調査」において、調査項目の一つとすることを検討してまいります。

- (5) 当地域において既に立地している企業が、改修・増設等設備投資を新たに行う場合に、新規立地企業と同様の固定資産税等の優遇措置を受けられるよう、関係する条例等の改正に取り組むこと【再掲】

改修・増設の場合の優遇措置につきましても、操業企業への支援は、域内産業の活性化や雇用機会の拡大など、本市の持続的発展を支え、新港地域のさらなる価値を高めるものと考えておりますことから、現行制度の拡充による増設等への優遇措置を検討してまいります。

- (6) 当地域内の冬季の除排雪の徹底を図り企業活動の円滑な支援を図ること

当地域は、降雪が無い場合でも、気象状況により吹き溜まりが多く発生することから、パトロールを実施し、状況把握に努め、道路幅員を確保出来るよう拡幅作業等を実施してきており、今後におきましても、気象状況に応じた柔軟な対応に心がけてまいります。

- (7) 一般国道337号(道央圏連絡道路)で当地域内に設置している信号機に、右折優先矢印付信号機の設置を図り、交通渋滞の解消を図ること

新港地域の信号機改修につきましては、流通通との交差点について、札幌方面北警察署を通じ、北海道公安委員会に毎年要望しておりますが、まだ実施されていない状況です。実現に向け引き続き要望してまいります。

- 5 石狩・札幌間の軌道系交通機関の実現

- (1) 軌道系交通機関の実現とバス利用の促進に向けた環境整備について推進するよう要望する

平成22年3月、概ねこの先20年間の道央都市圏の幹線道路や公共交通ネットワークといった交通体系のあり方を示す「都市交通マスタープラン」が公表されましたが、その中では、麻生、石狩間について「軌道やバスによる連携強化」を検討するとされております。

この策定議論の中では、将来の人口・交通量の減少見通しの中で、「軌道」の扱いも問題となりましたが、本市の発展において、軌道の重要性が引き続き高いとの観点から、関係機関と協議を重ね、最終的に軌道の実現可能性を残すことができたところです。

しかし、地域主権改革の一環として進められている投資補助金の一括交付金化により、これまでの財源スキームが根底から変わらざるを得ないことに加え、公共投資の費用対効果見極めの厳格化など、軌道系交通機関の実現を目指すうえでの逆風はさらに強くなっているのが実態であります。

市としては、こうした状況を直視しつつ、引き続き関係機関との連携の中で実現の方途を粘り強く探ってまいりたいと存じます。

- (2) 札樽道の札幌北インターチェンジから石狩市まで高速道を延伸させ、石狩湾新港地域と札幌市中心部との物流の効率化や道央圏における産業基盤の強化を目的とした計画策定に取り組むこと

実現可能性について、国・道はじめ関係機関からの情報収集に努めてまいります。

- 6 警察署の誘致

新港地域内における警察機能の強化と市内において警察署の誘致が早期に実現するよう、北海道警察本部および関係各機関に対して積極的に働きかけを行うこと

市では、警察署誘致に向け石狩市議会とともに、道ならびに北海道警察本部への要望活動を行っております。警察署設置について、道としては、道内の警察署全体の再編を前提として検討しており、再編地域との調整、更には財政的な課題などからも難しい状況と伺っておりますが、今後も粘り強く誘致活動を行ってまいります。

- 7 河口橋の渋滞緩和等

- (1) 矢臼場側交差点に矢印信号機の設置すること。当交差点の改良工事等を行い渋滞の緩和を図ること

当該交差点については、一部交差点の拡幅工事を実施したところであり、その後一定程度の渋滞解消効果があったものと考えております。当該箇所の渋滞は、季節による一時的なものでもありますので、道路管理者からも、抜本的な改修は難しいとの見解が示されております。しかしながら、ご要望の点も含め信号機の調整などのソフト対策の実施に向け、今後も道路管理者等と協議を継続してまいります。

- (2) 河口橋が通行不能とならないよう維持管理の徹底を国に対して引き続き強く求めること

石狩河口橋は、石狩と厚田・浜益を結ぶ重要な路線でありますことから、今後も引き続き、適正に維持管理が図られ安全が確保されますよう道路管理者に要請してまいります。

- (3) 国道 231 号の渋滞緩和を図る道路改良工事を行うよう国に求めること

渋滞箇所の実態把握に努めるとともに、必要に応じて道路管理者と協議を進めてまいります。

- 8 花川南地域の生活道路の整備促進

花川南地域の生活道路改修工事を早期に着工すること

花川南地区の生活道路につきましては、既に総合計画で位置付けて、事業の実現を目指しているところですが、道路整備には、莫大な費用と長い年月を要することから、費用の低減や期間の短縮、整備水準も含め検討しているところです。

- 9 花川北 11 線通の拡幅等

交通量実態調査に基づく花川北 11 線通の幅員拡幅、または北陽通と紅葉山茨戸通を結ぶ新しいアクセス道路等を整備すること

花川北 11 線通につきましては、今年度、予備調査を行い、幅員等の拡幅を図り安全な道路線形で改良できるかを検討することとしております。また、新しいアクセス道路につきましては、現在のところ、具体の計画をお示しできる状況にない事をご理解願います。

地域経済の活性化・賑わいづくり

- 1 共生によるまちづくり

- (1) 大型店等に地域貢献活動への積極的な参加・協力を要請すること
- (2) 商店会が行う大型店等に対する商店会活動への理解を深める啓発活動を支援すること

商店会活動等は、その主旨を理解されたうえで自発的に参画することが最も重要であり、それがあって初めて次の活動への繋がりが生まれてくるものです。このような背景から、商店会等自らが同じ地域に共生する一員として、まちづくりに参画する意義や必要性を訴え、企業自らの果たすべき社会責任の一環として、地域活動へ自発的な参画を得るよう働きかけるべきものと考えます。

- 2 高齢化社会に対応したまちづくり

- (1) 「買い物弱者」を生まないよう、地元商店会が行う販売促進施策や地元企業が行う買い物利便性向上のための事業に対し支援をすること

これまで、花畔地区周辺を「まちなみゾーン」として、都市マスタープランでは「市民サービスゾーン」として位置付け、市役所、市民図書館、総合保健福祉センターなど、市民サービスの核となる公共施設を整備、誘導し、高齢化社会にも対応した施設の集約を図ってまいりましたが、引き続き、市民サービスの向上が図られるよう、民間活力を活かしたまちづくりを推進していくとともに、高齢化や買い物弱者に対応した新たなビジネス等を起こす動きがあれば、支援を検討してまいります。

- (2) 自然災害発生時に高齢者世帯に対して迅速な対応ができるよう、職員市民協働指針に基づいた市職員に対する市内居住推奨を継続すること

職員採用にあたって、試験案内に「石狩市では職員自らが地域協働の担い手として活動するために市内に居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ方」と明記して公募しており、引き続き、こうした方針のもと、取り進めてまいります。

- 3 観光振興施策の促進

- (1) 本町地区の活性化に向けた官民一体的な取り組みを推進すること

本町地区の活性化に向けては、最大の観光資源である海水浴場の有効活用を推進してまいります。今年度においては、初の試みとして砂の公園(サンドパーク)の開設や地引網、ビーチス

ポーツイベントなどに加え、開設期間を前倒して延長することで、総合的に集客力を向上させます。また、各種メディアの注目を集める石狩鍋奉行を活用し、石狩鍋発祥の地としての本町地区のイメージ強化を図ります。

これらと並行して、映画ロケが行われた飲食店が中心となって、石狩市民図書館でパネル展を実施し、誘客宣伝に取り組んだり、石狩本町ならではの体験型メニューを開発・提供するなど、民間事業者による誘客活動も活発化しております。

こうした官民一体の取り組みにより相乗効果を発揮し、地域の集客能力の向上が期待されるものと考えております。

(2) 物産館併設型の道の駅について具体化されるよう施策を推進すること

道の駅の登録には、基準となる駐車場のスペースの確保、水洗トイレの24時間運用、道路交通情報の提供など多額な設備投資が必要となり、また、物産館の併設には、地域の商業者や生産者との調整や、年間通じての集客力の確保も求められることとなります。

当面は、物産機能を有する既存施設「観光センター」や「あいロード夕日の丘観光案内所」を運営し、特産品等の開発・販売など周辺地域への経済効果をもたらす取り組みを行ってまいります。

(3) 石狩川、茨戸川を利用した舟運プログラム推進に対し、積極的な支援を継続すること

舟運事業については、本町地区を始めとする沿岸地域の活性化が見込まれ、全国的にも知名度が高い石狩川を有する本市の認知度アップにも貢献するものと思われまます。現在、民間事業者において観光船としての舟運事業が計画されていることから、事業実施に向けた調整を図っているところです。

- 4 イベント支援による地域経済振興

(1) 石狩まるごとフェスタ事業への支援を継続すること

「石狩まるごとフェスタ」は、本市の全産業を活性化し、本市のみならず近隣市町村からの認知度も高く来場者も多いことから、本市の地域活性化に非常に重要なイベントであると認識しています。常に事業の検証と財源確保を行いつつ、継続的に支援を行ってまいりたいと考えておりますので、それに相応しい事業の企画・実施にも配慮されるようお願いいたします。

(2) リフォームフェスタ事業への支援を継続すること

「リフォームフェスタ」は、本市建設業の活性化に重要なイベントと認識しています。このイベントをきっかけに事業者が独自に新たな取り組みを行うことで、相乗効果が期待されますことから、常に事業の検証を行いつつ、必要に応じ支援を行ってまいります。

(3) 年末大売出し事業への支援を継続すること

「年末年始大売出し」は、一時的に効果のある事業ではありますが、貴会議所が行ったアンケート結果からも、ただ行うだけでは、消費拡大につながらないものと考えます。より多くの事業者や商店会等が主体となった取り組みとなるよう、ゼロベースから事業のあり方を再度検討していただき、波及的に消費拡大が期待できるような事業構築を願います。

- 5 花川南地区の商店街活性化

(1) 花川南地区商店街地域の歩道改修・バリアフリー化整備について計画をもって推進すること

平成21・22年度に国の経済対策の補正予算を活用し、花川南3丁目通の歩道の改修を行ったところでありますが、今後は通常予算の維持補修費での対応となりますことから、局部的に改修が必要と判断される場所においては、適宜、対応してまいります。

- 6 多人数収容可能なイベント施設の建設実現

(1) 各種イベントが開催できる賑わいを創出する施設の建設を実現すること

現下の厳しい財政状況の中において、大型公共施設の建設は非常に難しい状況にあります。現在、進めている第4期総合計画の後期見直し作業の中において、その必要性等について見極めてまいります。

- 7 経営改善普及事業等に伴う補助金の拡充

(1) 市の財政再建計画に基づき、当会議所交付金を措置することと共に、再建計画が終了した平成24年度からは、要綱に基づいた交付金額とすること

(2) 当会議所への委託事業及び関連する事務費を措置すること

経営改善普及事業等に伴う交付金は、貴会議所との協働により、市内中小企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化への一端を担うものであると考えております。市財政再建計画の終了後は、その時々における諸々の経済事情等と、本市の財力を総合的に判断し、交付金の予算措置をしております。

また、貴会議所の事業展開に対する本市の支援につきましては、継続的に協議を行いたいと考えております。

- 8 石狩市職員の昼休み時間の延長

市職員の昼休み時間を15分延長し60分とすること

昼休みを延長することは、始業または終業時間を変更することになることから、職員の生活に与える影響など、様々な角度から検討してまいります。

中小企業対策

- 1 中小企業金融支援制度の充実

(1) 石狩市中小企業特別融資制度における利子補給率の引き上げを行なうこと

中小企業特別融資制度は、本市の中小企業振興施策において柱となる主要な施策であります。昨今の経済状況下における他の融資制度等との比較など、中小企業支援施策全体の検討の中で、本制度についても間断なく検討を続けてまいります。

(2) 小規模事業者経営改善資金融資(マル経資金)に関わる利子補給制度を導入すること

地域経済における小規模事業者の重要性は本市も認識しているところであります。小規模事業者の経営は、昨今の経済状況下において、より厳しさを増しており、そのような中で健闘している事業者に対しては、支援策を検討してまいります。

- 2 環境問題について

(1) 環境マネジメントシステムの導入を市の取引企業に対して推奨すること

環境マネジメントシステムの実施は、事業活動におけるエネルギーの節減や CO2 削減に有効であり、本市としても、引き続き、市の取引企業に対し実施を積極的に働きかけてまいります。

(2) 環境問題に積極的に取り組む企業を市のホームページで紹介すること

現在、アイドリングストップ推進協力加盟店、事業所については、市のホームページに紹介しております。今後、環境マネジメントシステム認証取得事業所等についても、掲載をする予定です。

(3) 新港地域をはじめ市内全域に見られる、不法投棄に対する啓蒙活動、取締対策をより一層強化すること

不法投棄多発路線・地区には、看板やのぼりを設置するなど不法投棄の未然防止に努めているほか、石狩振興局と連携し夜間合同パトロールを実施するなど未然防止対策を講じており、不法投棄物の発見時には警察とも連携し原因者の特定に努めております。また、平成 22 年度からは、環境省から監視カメラを 4 台借用し不法投棄多発路線に設置しています。

さらに、今年度は地デジ化によるテレビ等の不法投棄が懸念されることもあり、北海道の緊急雇用対策事業による不法投棄監視パトロールを平成 23 年 9 月末まで毎日、実施する予定です。

今後は、石狩湾新港企業団地連絡協議会等と連携を図りながら未然防止に努めてまいります。

(4) 市公用車の代替えの際には、エコカーを積極的に導入するとともに、EV普及のための環境整備等推進すること

市公用車の入れ替えや新規購入に際しては、低燃費車の導入に努めております。また、EV 等クリーン自動車普及のための環境整備等につきましては、助成制度等の情報提供に努めてまいります。

- 3 住宅建設の促進施策

(1) 花川北地区の市建築基準(建ぺい率 40% 50%)を見直すこと

花川北地区については、二世帯住宅等への住要求の高まりや、地区居住者の高齢化、人口減少等の社会情勢を踏まえ、平成 20 年 2 月に容積率を 60%から 80%に変更したところであります。建ぺい率の緩和については、昨年 9 月に行いました市民アンケートの結果も踏まえ、現在進めている石狩市都市マスタープランの見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

(2) 地元建設業者をもって住宅を新築した場合に当該者に対して利子補給や住宅リフォーム事業などへの助成制度をより一層拡充させること

市民の暮らしの安全・安心の向上、環境負荷の軽減を目的とした本市リフォーム助成制度も、市内事業者による施工が可能な工種については、そのことを補助要件とするなど、市内経済の活性化も視野に入れた中で取り組んでおります。また、今年度は補助対象の拡大や期間の延長など、事業者との意見交換に基づく制度改正も行っており、今後も、市内事業者とも連携した中で、さらなる制度の活用にも努めてまいります。

- 4 公共事業・物品等発注購入に伴う地元企業の受注機会拡大等

(1) 公共事業の前倒し執行の推進、発注計画における年度の平準化及び事業量の安定的な確保を図ること

依然として厳しい経済情勢に対応するため、第 4 期総合計画に掲載された主要事業について、事業の「平準化」や量的確保にも配慮した中でその見直しを図ってまいります。

(2) 競争入札参加資格審査において商工会議所への加入状況を参考事項として確認する制度を導入すること

制度の導入は難しいものと考えます。

(2) 国、道が発注する事業について、関係機関へ働きかけを行い、地元企業への特段の配慮を求めること

今後も地元企業の受注機会の拡大に努め、地場産業の活性化にもつなげてまいります。

(3) 市が発注する公共物品は、石狩市を生活の基盤としている地元業者から引続き優先的に購入すること

地場業者の育成する視点から、毎年度当初に各部局に地元業者から優先購入するよう周知徹底を図っております。

(4) 中間前払金制度を導入すること

中間前払金制度の導入につきましては、契約制度改革の一つとして、今後検討してまいります。